

組合会議員選挙執行規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 組合会の互選議員（以下「議員」という。）の選挙に関しては健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第 2 章 選 挙 期 日

(総選挙)

第 2 条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の翌日に行なう。ただし特別の事情がある場合には、議員の任期が終わる日の前 10 日から終わる日の翌日以後 10 日までの間に行うことができる。

2 理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は少なくとも 10 日前にこれを公告しなければならない。

(その他の選挙)

第 3 条 前条第 2 項の規定は、再選挙、補欠選挙および増員選挙の場合においても同様とする。

第 3 章 選 挙 人 名 簿

(選挙人名簿の調製)

第 4 条 理事長は、選挙区ごとに選挙人名簿を、選挙期日前 10 日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者証の記号番号および性別を記載しなければならない。

3 選挙人名簿は、第 14 条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。

4 第 1 項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

(選挙人名簿の様式)

第5条 選挙人名簿は、別記第1号様式により調製しなければならない。

(選挙人名簿の送付)

第6条 理事長は、投票の期日の前日までに、選挙区又は投票区の区域にかかる選挙人名簿を当該選挙区の選挙長又はその投票区の投票管理者に送付しなければならない。

第4章 候補者

(立候補の届出等)

第7条 議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告があった日から、選挙の期日前7日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 前項の届け出をする場合においては、被保険者である組合員20人以上の推薦者があることを要する。

3 選挙長は、第1項の届け出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。

(立候補届出の特例)

第8条 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者が、その選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後議員候補者が死亡し、又は議員候補者であることを辞したときは、同条の例によって選挙の期日前2日目までに候補者の届出をすることができる。

2 議員候補者は、選挙の期日の前日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

(立候補の届出書等)

第9条 前2条の立候補の届出は、立候補届出書（別記第2号様式）により行わなければならない。

2 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書（別記第3号様式）により行わなければならない。

3 前2項の届出を受理したときは、選挙長は、これを理事長に通知し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(立候補の公告等)

第10条 前条の通知を受けたとき又は議員候補者の死亡を知ったときは直ちにその旨公告しなければならない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第11条 議員候補者を下の各号に選任してはならない。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙立会人
- (3) 投票管理者
- (4) 投票立会人

第 5 章 投 票

(投票立会人)

第12条 選挙長又は投票管理者は、各投票所ごとに選挙人（議員候補者を除く。）の中から、本人の承諾を得て、1人以上の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき、又その後3人に達しなくなったときは、選挙長又は投票管理者は、その選挙区又は投票区における選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

(投票所)

第13条 投票所は、理事会の指定した場所に設ける。

2 投票所は、午前9時に開き、午後4時に閉じる。

3 理事長は、選挙の期日から少なくとも5日前に、投票所の場所及び開閉時間を公告しなければならない。

(投票区)

第14条 理事会は、規約第10条第1項の後段の規定により2以上の投票所を設ける場合においては、その投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という。）を定めなければならない。

2 前項の規定により投票区を定めたときは、理事長は、前条第3項の公告と合わせて当該投票区を公告しなければならない。

(投票所等の公告の失効)

第15条 天災地変その他やむを得ない事由により選挙を行うことができない場合においては、前2条の公告はその効力を失う。

(投票所の場所の変更)

第16条 天災地変その他やむを得ない理由により、第13条第3項の規定によって公告した投票所の場所を変更したときは、選挙の当日を除く外、理事長は、直ちにその旨を公告してその選挙を行わせることができる。

(入場券)

第17条 選挙長は、選挙の際必要があると認める場合においては、あらかじめ選挙人に入場券を交付することができる。

(選挙当日選挙権のない者の投票)

第18条 選挙の当日、被保険者の資格を有しない者は、投票をすることができない。

(投票所における投票)

第19条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票をしなければならない。

(郵便による投票)

第20条 投票所から遠隔の地又は交通不便の地に勤務する選挙人は前条の規定にかかわらず、郵便で投票することができる。この場合においては、理事会はその選挙人の範囲を定め、理事長はこれを公告しなければならない。

2 郵便による投票に用うる投票用封筒は別記第4号様式により調製しなければならない。

(投票記載の場所の設備)

第21条 理事長は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられないことがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第22条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部のふたに各異なった2以上の

錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第23条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第24条 選挙長又は投票管理者は、選挙の当日、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。

2 投票用紙は、別記第5号様式により調製しなければならない。

(選挙人の確認および宣言)

第25条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。

2 前項の規定による宣言は、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれを署名させなければならない。

(投票用紙の引換え)

第26条 選挙人は、誤って投票用紙を汚損した場合においては、選挙長又は投票管理者に対して、その引換えを請求することができる。

(投票用紙の記載事項及び投函)

第27条 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら議員候補者1人の氏名を記載して、選挙長及び投票管理者又は投票立会人の面前において、自らこれを投票箱に入れなければならない。

(退出せしめられた者の投票)

第28条 第34条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票することができる。ただし、選挙長又は投票管理者は、投票所の秩序をみだすおそれがないと認める場合においては、投票をさせることができる。

(投票用紙の返付)

第29条 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は第34条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を選挙長又は投票管理者に返さなければならない。

(投票箱の閉鎖)

- 第30条** 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長又は投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を閉ざし、投票所にある選挙人の投票の決了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。
- 2 選挙長は、第20条に規定する郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だって、投票立会人の面前において封筒を開き、直ちに当該投票に係る投票用紙を投票箱に入れなければならない。
- 3 何人も、投票箱の閉鎖後は投票することができない。
- 4 第1項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては、選挙長又は投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、錠をかけた上、錠のうちその1の錠は選挙長又は投票管理者が保管し、他の錠は投票立会人が保管しなければならない。

(投票箱等の送致)

- 第31条** 投票管理者は、投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致しなければならない。

(投票箱の持出しの禁止)

- 第32条** 投票箱は、ふたを閉じた後は、選挙長に送致する場合のほか投票所の外に持ち出してはならない。

(投票所に入出入し得る者)

- 第33条** 選挙人、投票所の事務に従事する者又は投票所を監視する職権を有する者でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所における秩序保持)

- 第34条** 投票所において演説討論をし、若しくは、けん騒にわたり又は投票に関し協議、若しくは、勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、選挙長又は投票管理者は、これを制止することができる。この場合においてその制止を受けた者が従わないときは投票所外に退出させることができる。

(投票録の様式)

- 第35条** 投票録は、別記第6号様式により調製しなければならない。

第 6 章 開 票 及 び 選 挙 会

(開票日)

第 3 6 条 開票は、投票の翌日又はすべての投票箱の送致を受けた日に行なう。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第 3 7 条 選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて行なうものとする。

(選挙立会人)

第 3 8 条 選挙長は、選挙人（議員候補者を除く。）の中から本人の承諾を得て、1人以上の選挙立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

- 2 選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても3人に達しないとき、又はその後3人に達しなくなったときは、選挙長は、その選挙区における選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙に立ち合わせなければならない。

(開票及び選挙会の開催場所及び日時)

第 3 9 条 開票及び選挙会は、理事会の指定した場所で開く。

- 2 理事長は、あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時を、それぞれ公告しなければならない。

(開票)

第 4 0 条 選挙長は、投票立会人とともに、投票箱を開き、各投票所の投票を混同して投票を点検しなければならない。

(投票の点検)

第 4 1 条 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合において、選挙立会人とともに、投票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第 4 2 条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては、第43条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第 4 3 条 次の投票は無効とする。ただし、第2号については、選挙が議員の任期の満了前に行なわれる場合においては、有効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの。
- (3) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの。
- (4) 投票中に2人以上の氏名を記載したもの。
- (5) 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの。
- (6) 議員候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場における地位、居住又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- (7) 郵便による投票の場合には、その投票をすることができる時刻におくれて到着したもの。
- (8) 議員候補者の氏名を自書しないもの。
- (9) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)

第44条 同一の氏名、氏又は名の議員候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第9号の規定にかかわらず、有効とする。

2 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(得票数の計算)

第45条 選挙長は、投票の点検の結果により、選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。

(得票数の朗読)

第46条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。

(選挙会の参観)

第47条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。ただし、開票開始前はこの限りではない。

(選挙会場の取締り)

第48条 第33条及び第34条の規定は、選挙会場の取締りについて、準用する。

(選挙録その他の関係書類の保存)

第49条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、投票立会人とともに封印をし、投票録および選挙録並びに選挙人に関する書類とあわせて、理事長に送致しなければならない。

2 前項の選挙録その他の関係書類は、事務所において、当該選挙にかかる議員の任期間保存しなければならない。

(選挙録の様式)

第50条 選挙録は、別記第7号様式により調製しなければならない。

第 7 章 当 選 人

(同点者の当選人)

第51条 規約第11条の規定により当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。

(繰上当選)

第52条 当選者が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き規約第11条第1項ただし書の得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

(無投票当選)

第53条 規約第8条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

3 第1項の場合において、選挙長は、議員候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の報告、告知及び公告)

第54条 当選人が決まったときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名、所属事業所名及び得票総数を、理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び事業所所属事業所名を公告しなければならない。

3 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から3日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(当選人がない場合の報告及び公告)

第55条 当選人がないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

第 8 章 特 別 選 挙

(再選挙)

第56条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合においては、理事会は、当該選挙の日から1月以内に選挙期日を定めて再選挙を行なわせなければならない。

(繰上補充)

第57条 議員に欠員が生じた場合において、規約第11条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

第58条 議員の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除く外、理事会は、選挙の期日を定めて、補欠選挙を行なわせなければならない。

2 議員の定数の増員の場合においては、理事会は、選挙の期日を定めて増員選挙を行なわせなければならない。

(当選無効)

第59条 前条第1項の規定は当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。

第 9 章 報 酬 補 償

(選挙事務従事者の報酬補償)

第60条 第11条の各号に掲げた者が選挙事務に従事することによって平常の業務に対する報酬を受けることができない場合は、その受けることができなかった額に相当する額は、これを組合から補償することができる。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

附 則

この規程は、次の総選挙から施行する。